　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成16年3月23日

建設部建設管理課

東広島市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う道路占用料徴収事務

の取扱いについて

改正　平成17年2月2日

改正　平成30年12月13日

最終改正　令和3年2月26 日

**１　道路占用料を徴収しない（免除する）物件**

（１）　地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業にかかる占用物件

なお、上記以外の国及び地方公共団体の行う事業のための占用物件については、道路法第39条第1項、道路法施行令第19条及び道路法施行規則第4条の5の規定により道路占用料（以下「占用料」という）を徴収することができないものとされていることから、国及び地方公共団体の行う事業のための占用物件に係る占用料は全て徴収しないこととなる。

（２）　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設

（３）　鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）

ただし、道路が鉄道等の敷地を使用する場合無償であるときに限る。（有償であるときは、当該鉄道等に係る占用料は、条例で定める額を徴収する）。

（４）　交通安全に関する標識。

（５）　公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する物件

（６）　街灯（アーチ型のものを除く。）

（７）　 農道、林道その他公共道路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）

（８）　道路管理者の設ける街灯又は標識を無償で添加している電柱又は電話柱

（９）　占用物件である電柱又は電話柱を支えている支柱

（１０）　公共的団体（農業協同組合、森林組合等の各種協同組合、老人ホーム、保育所、養護施設等の厚生福祉施設を営む団体、文化事業を行う団体、青年団、地域女性団体等の社会教育関係団体、町内会、地区（集落）会等の住民団体など公共的活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよい。以下同じ。）が設置する有線放送用電話柱及び架空電線

（１１）　電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定による電気事業者（小売電気事業者を除く。以下「電気事業者」という。）若しくは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項の規定による認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という）が設ける道路縦断・横断電線及び各戸への引込み電線

（「共架電線その他上空に設ける線類」の一部には、免除しないものもあり、これらの具体的取扱いについては、平成9年3月31日付け土木建築部長通知「広島県道路占用料徴収条例の一部改正について」の４（１０）及び６による。）

（１２）　郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取り付けられたもので、1店舗1個に限る）及び郵便局が設置する案内標識（「郵便局が設置する案内標識の道路占用の取扱いについて」〔平成7年11月7日付け土木建築部長通知〕に基づき設置された案内標識に限る。）

（１３）　ガス、電気、電気通信（認定電気通信事業者の設けるものに限る。）の各戸又は各事務所等への引込み管

（１４）　電気事業者又は認定電気通信事業者及びガス事業者が、管路等を道路の地下に埋設して占用する場合のマンホール又はハンドホール

ただし、マンホール等の中に設置されている管路等については、その延長により占用料を徴収し、管路等の外径・条数が当該マンホール等で変化している場合は、当該マンホールの中心を変化点として占用料を算定する。

（１５）　水の供給又は排出のために設ける以下の水管等（発電用水又は工業用水の用途に限定して使用されている水管等を除く。）

　　　　　ア　人の飲用に適する水に係る上水道管、下水道管、谷水等の引込み管及び排水管（民営の専用水道事業に係る水管を含む。）

　　　　 イ　雨水排水管

　　　　 ウ　ア及びイに付随して設置されるマンホール等の工作物又は施設

（１６）　道路照明灯設置許可基準に基づいて添加を認めた広告及びネームプレート

（１７）　無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場

（１８）　かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設

（１９）　カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板、案内標識等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件（「地域における公共的な取り組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」〔平成21年3月2日付け土木局長通知〕に該当する物件を含む。ただし、その占用物に添加された広告を除く。）

（２０）　地上権等により道路敷の権原を所得し、道路を築造した場合において当該道路敷内に当該土地の所有者が設ける占用物件

ただし、地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合はこの限りではない。

（２１）　灯ろう、石碑その他これらに類する工作物で慣行的に設置する物件

（２２）　堤防と相互に効用を兼ねる道路（道路管理者の取得した権原が、占用又は使用賃借である場合に限る。）について、占用許可した場合、別に他の工作物又は施設の管理者が占用料又は使用料を徴収する場合の当該占用物件

（２３）　有線テレビジョン放送施設のうち、テレビジョン受信障害を解消するために営利を目的としないで設置する、受信、再放送のための電柱、支柱、架空電線並びに、公益法人が設置する有線テレビジョン放送施設のうち電柱、支柱、架空の道路横断電線及び各戸への引込み電線

（２４）　水路に蓋掛けした通路で、隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの（法人又は個人がその事業のために設置するものを除く。）

（２５）　道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、新たに占用許可を受けて地中に設ける電線類（「管路」として占用料を徴収するものに限り、「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件

　　　　（変圧器等の地上機器を言う。以下同じ。）

（２６）　電線類が上空に設置されていない道路において、新たに占用許可を受けて地中に設ける電線類（「管路」として占用料を徴収するものに限り、「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く）及びこれらと一体不可分な物件

**２　占用料を減額する物件及びその減額率**

1. 民営の水道事業（１（１５）に該当するものを除く。）に係る占用物件

　　　　　　条例で定める額の５０パーセント

1. 駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場に係る占用

　　　　　　　条例で定める額の７５パーセント

1. バス停留所標識及びバス待合所

条例で定める額の５０パーセント

1. 駐車場（駐車場法第17条第１項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具

条例で定める額の５０パーセント

1. 公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加している電気事業者又は認定電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱

条例で定める額の５０パーセント

1. アーケード　　　条例で定める額の８０パーセント
2. 管路に収容されずにキャブに敷設される同一事業者の複数のケーブルに係る占　用料の徴収については、当該キャブシステムの建設負担金の算出に際し、当該複数のケーブルを収容するものとして想定した管路の管径及び管数により算定した額により行うものとする。
3. 電気事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定による電気通　信事業者が、電気通信設備等の共同収容を利用して、電線を敷設して占用する場合で、当該電線の芯線の一部のみを所有する事業者の占用する共架電線又は地下電線

条例で定める額の3分の2

　　 「電気通信設備等の共同収容」とは、電線を敷設する場合において、既設の空き管路等の空きスペースを使用するもの、既設の電線の芯線の一部譲渡を受けて使用するもの、又は共用電線を新設してその芯線の一部を使用するものを言うものとする。

　　　（平成9年3月14日付け建設省道政発第35条の2建設省道路局路政課長通知「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」及び平成13年3月31日付け建設省道政発第31号建設省道路局道路政課長通達「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業所等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」参照）

1. 工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局

　　　　　　　　　　 　　　条例で定める額の70パーセント

（１０）　添加看板及び突出看板のうち裏表二面に表示するもの（両面広告）

　条例で定める額の30パーセント

　　　　　なお、添付看板のうち巻付け看板については、さらに50パーセント減額する。

（１１）　公益法人が設ける有線テレビジョンの架空道路縦断電線

条例で定める額の50パーセント

（１２）電線共同溝関係

ア電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。）

　条例で定める額の20パーセント

イ 上記アと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）

条例で定める額の８／９

**３　電気事業者又は認定電気通信事業者が設置する電柱等、支柱、支線、支線柱の取扱い**

1. 電柱又は電話柱（以下「電柱等」という。）の本柱及びこれを支える支柱、支線又は支線柱が道路敷地内にある場合は、本柱及び支線柱についてそれぞれ占用料を徴収し、支柱又は支線については占用料を徴収しない。
2. 本柱が道路敷地外に設置され、支柱、支線又は支線柱が道路敷地内へある場合は、　支柱線のみ占用料を徴収し、支柱又は支線については占用料を徴収しない。
3. 支線柱について占用料を徴収する場合、適用する占用料の単価は、「その他柱類」の項を適用し、本柱と当該支柱線をつなぐワイヤーは「支線」となるため、占用料は徴収しない。
4. 電柱等がH柱である場合は、2本として占用料の対象とし、人形柱である場合は、1本として占用料の対象とする。
5. 本柱が道路敷地外にあり、腕木のみが道路敷地に突き出しているものは、占用の対象となるが占用料は徴収しない。
6. 電話柱、電線、管路等に隣接して設けられる避雷用接地線は占用の対象とするが、占用料は徴収しない。

ただし、本柱等が道路敷地外にあり、避雷用接地線が道路敷地内にある場合は、電線に類する工作物又は埋設管路として占用料を徴収する。（他の占用物件に係る避雷用接地線についても同様とする。）

**４　占用料を減額する場合の端数処理等について**

1. 前記2の（１）から（１３）までにおいて、条例で定める額を減額した結果、円未満の端数が生じたときは、小数第一位を四捨五入するものとする。
2. 徴収する占用料の額の計算は、減額後の占用料の額を条例で定める額として、条例第2条の規定により算定するものとする。
3. 徴収する占用料の確定額（調定する金額）に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

**５　道路予定地の占用許可に係る占用料について**

　道路管理者が権原を取得した供用開始前の道路予定地について、道路法第91条第2項の準用規定により占用許可をした場合の占用料については、同じく同項の準用規　定により、条例で定める額（減額措置に該当するものは、減額後の額）を徴収する。

**６　その他**

1. 新規の占用物件については、減免の適用を受ける物を除き、改正後の条例で定める占用料の額を徴収する。
2. 更新もれの占用物件は、新規占用として処理する。
3. 占用者以外のものが占用物件に新たな物件を添加した場合及び占用者が自己の占用物件に占用目的以外の物件を新たに添加した場合には、当該物件について別途条例で定める占用料を徴収する。
4. 占用数量の算定方法について

　　ア　電線類、管類について、占用物件が複数あるときは、同一占用料区分毎にその延長を合計したうえで端数処理を行うものとする。

　　イ　看板については、１個ごとに計算するものとする。

ただし、企業名等を一文字１個づつ等に分離して設置し、複数個を合わせて一企業名等の表示が完成するものについては、それらの表示面積の合計とするものとする。

　　ウ　年度の途中において、占用の変更により占用数量が増になる場合の占用料は、許可日の日から増となる数量は新規として占用料の算定を行うものとする。

1. 鞘管に係る取扱い

　　ア　単独鞘管

　　　　管路の占用については、管路の単価を適用して当該鞘管の外径により算定して額を徴収する。

　　イ　共同鞘管

　　　　鞘管を所有している事業者については、管路の単価を適用して当該鞘管の外径により算定した額を徴収する。その他の事業者については管路の単価を適用して鞘管に収容されている管路の外径により算定した額を徴収する。

**７　適用期日**

　　　　この取扱いは、平成16年4月1日から適用する。

**８　運用の廃止等**

　　「東広島市道路占用料徴収条例第4条第6号の運用について」の取扱いは廃止とする。

　　附則（平成17年2月2日決裁）

　　この改正は平成17年2月2日から施行する。

　　この改正は平成31年4月1日から施行する。

　　この改正は令和3年4月1日から施行する。